

## 廿日市市地方就職支援金交付要綱

令和7年4月10日

告示第160号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京圏の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業し、又は修了した学生の廿日市市内への移住を伴う県内就職を支援するため、広島県及び廿日市市が共同して実施する地方就職学生支援事業において、広島県移住・マッチング支援事業補助金交付要綱（令和3年6月17日制定。以下「県移住要綱」という。）、広島県地方就職学生支援事業実施要領（令和6年6月17日制定。以下「県就職要領」という。）及び廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の概要)

第2条 市長は、東京圏の大学等を卒業し、又は修了して広島県内の企業に就職し移住する見込みの者が、地方就職支援金の支給要件を満たす場合に、広島県と共同して地方就職支援金を支給する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 生活の拠点を廿日市市内に移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき廿日市市の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (2) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち、条件不利地域を除いた地域をいう。条件不利地域とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法又は小笠原諸島振興開発特別措置法の指定区域を含む市町村のうち、政令指定都市を除く市町村をいう。

(支給の額)

第4条 就職活動に要する交通費（以下「交通費」という。）及び廿日市市への引っ越しに要する運送費（以下「移転費」という。）を次のとおり支給する。

(1) 交通費 広島県の職員の旅費に関する条例（昭和28年7月1日条例第23号）に基づき、17,000円を上限とし、往復交通費の実費の半額のいずれか少ない額を1回分に限り支給する。

(2) 移転費 広島県の職員の旅費に関する条例（昭和28年7月1日条例第23号）に基づき、108,000円を上限とし、移転費の実費のいずれか少ない額を支給する。

（支給の要件）

第5条 地方就職支援金の交付対象となる者は、申請時において別表第1及び別表第2に掲げる要件を満たす者とする。

（支給の手続）

第6条 地方就職支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第5条の要件を満たすことを確認した上で次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 交通費の支給申請

ア 廿日市市地方就職支援金交付申請書兼実績報告書（交通費）（別記様式第1-1号）

イ 就業先の内定証明書（別記様式第2-1号）

ウ 本人確認書類

エ 在学証明書

オ 東京圏の居住確認書類

カ 交通費の領収書

キ 口座振替依頼書

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 移転費の支給申請

ア 廿日市市地方就職支援金交付申請書兼実績報告書（移転費）（別記様式第1-2号）

イ 就業先の就業証明書（別記様式2-2号）

ウ 本人確認書類

エ 卒業・修了証明書

オ 移転費の領収書

カ その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、次に掲げる期間内に申請しなければならない。

(1) 交通費の支給申請

申請時において、就職が内定した企業での就業開始予定日前1年以内であること

(2) 移転費の支給申請

申請時において、卒業日又は修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること

3 申請者は、交付申請書が受理された後に申請を取り下げる場合は、遅延なく市長に廿日市市地方就職支援金申請取下書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

4 書類の提出に当たっては、申請者本人が行うことを原則とし、申請者と世帯を同一にする者が行う場合は、委任状を提出しなければならない。次条以降に規定する書類の提出においても同様とする。

（交付決定の通知）

第7条 市長は、第6条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、地方就職支援金の交付を決定し、廿日市市地方就職支援金交付決定兼額確定通知書（別記様式第4号）（以下「交付決定通知書」という。）により、申請者へ通知するものとする。

2 市長は前項の審査の結果、地方就職支援金の交付を不相当と認めるときは、廿日市市地方就職支援金不交付決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第8条 交付決定通知書を受けた者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とする場合には、廿日市市地方就職支援金交付決定兼

額確定通知書再交付申請書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定通知書再交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、廿日市市地方就職支援金交付決定兼額確定通知書【再交付】（別記様式第7号）を申請者に交付する。

（支援金の請求及び交付）

第10条 交付決定通知書を受けた者は、地方就職支援金の交付を受けようとするときは、廿日市市地方就職支援金請求書（別記様式第8号）（以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求書を受領した日の翌日から起算して30日以内に、地方就職支援金を交付する。

（報告及び立入調査）

第11条 広島県知事及び市長は、事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、第10条の地方就職支援金の支給を受けた者（以下「受給者」という。）に対し、事業に関する報告を求めること及び立入調査を行うことができる。

2 前項の規定により報告及び立ち入り調査を求められた者は、これに協力しなければならない。

（届出の義務）

第12条 受給者は、地方就職支援金の交付を申請した日から起算して1年、廿日市市に移住した日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から起算して3年及び5年を経過した各時点から1か月以内に、交付申請書の記載内容に係る変更の有無を廿日市市地方就職支援金住居・勤務地等変更届出書（別記様式第9号。以下「変更届出書」という。）により市長に届け出なければならない。

- 2 受給者は、交付申請書の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、前項の規定にかかわらず、遅滞なく変更届出書により市長に届け出なければならない。
- 3 受給者は、地方就職支援金の交付申請をした日から起算して5年以内に廿日市市での居住が困難となった場合又は1年以内に支援金の要件を満たす職に在職することが困難となった場合においては、速やかに廿日市市地方就職支援金自主返還申出書（別記様式第10号。以下「自主返還申出書」という。）を提出するものとする。
- 4 市長は、自主返還申出書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、返還方法等を当該受給者に通知するものとする。  
（交付決定の取り消し）

第13条 市長は、受給者が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、地方就職支援金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請であることや、居住や就職活動の実績又は就業実態がないこと等が明らかとなった場合
  - (2) 交通費の交付を申請する場合は、地方就職支援金の交付申請日から1年以内に、地方就職支援金の要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合
  - (3) 交通費の交付を申請する場合は、地方就職支援金の交付申請日から1年以内に、廿日市市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に市に住民票がある場合を除く。）
  - (4) 就業日から1年以内に、要件を満たす職を辞した場合（ただし、廿日市市に居住したままで、退職から3カ月以内に広島県内に本社又は事業所が所在する別の企業に転職した場合を除く。）
  - (5) 転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から3年未満に、市外に住民票の異動（転出）をした場合
- 2 市長は、受給者が転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に、市外に住民票の異動（転出）をした場合、交付決定の一部を取り消すことができる。

3 市長は、前2項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨を当該受給者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に地方就職支援金を受給しているときは、期限を定めて、同条第1項に該当する場合にあっては交付した地方就職支援金の全額、同条第2項に該当する場合にあっては交付した地方就職支援金の半額の返還を命ずるものとする。

(支援金の返還免除)

第15条 受給者は、第13条第1項又は第2項に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、廿日市市地方就職支援金返還免除申請書(別記様式第11号)に返還免除を証する書類を添えて市長に申請できるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、前項に規定するやむを得ない事情によるものであると認められる場合、廿日市市地方就職支援金返還免除等同意申請書(別記様式第12号)により、広島県の同意を得た上で、返還を免除できるものとする。

3 市長は、広島県知事からの同意を得た後、返還免除の可否に係る決定内容について、廿日市市地方就職支援金返還免除承認通知書(別記様式第13号)又は廿日市市地方就職支援金返還免除不承認通知書(別記様式第14号)により当該申請者に通知するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

区分	要件
----	----

<p>移住元に関する要件</p>	<p>次に掲げる要件の全てに該当すること。</p> <p>(1) 大学等の卒業年度又は修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業し、又は修了している。ただし、交通費の支給を申請する場合は、卒業し、又は修了する見込みであること。</p> <p>(2) 大学等の卒業年度又は修了年度において、東京圏内に継続して在住している。</p>
<p>移住先に関する要件</p>	<p>次に掲げる要件の全てに該当すること。</p> <p>(1) 広島県内に本社又は事業所等が所在する企業に就職することが内定している。</p> <p>(2) 廿日市市に移住している。ただし、交通費の支給を申請する場合は、卒業後に上記内定企業に就職し、かつ廿日市市に移住する意思を有していること。</p>
<p>その他の要件</p>	<p>次に掲げる要件の全てに該当すること。</p> <p>(1) 交通費の支給を申請する場合は、県公式就活応援Go!ひろしまLINEに登録していること。</p> <p>(2) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。</p> <p>(3) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する。</p> <p>(4) その他広島県知事又は市長が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。</p> <p>(5) 移転費を申請する場合は、交通費の支給申請をしていること。</p>

別表第2（第5条関係）

区分	要件
----	----

<p>就業に関する要件</p>	<p>次に掲げる要件の全てに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 勤務地が、広島県内に所在する。</li> <li>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でない。</li> <li>(3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会勢力と関係を有する法人等でない。</li> <li>(4) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でない。</li> <li>(5) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している。なお、交通費の支給を申請する場合は、就業予定であること。</li> <li>(6) 廿日市市から通勤が可能な地域に所在する事業所等へ勤務する社員として採用されている。なお、交通費の支給を申請する場合は、採用予定であること。</li> </ul>
-----------------	--